

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 2 年 3 月 2 5 日作成)

法 令 名	農業用ため池の管理及び保全に関する法律
根 拠 条 項	第 10 条第 1 項
処 分 の 概 要	防災工事の施行に関する命令
法 令 の 定 め	○第 10 条第 1 項 都道府県知事は、第六条の勧告を受けた特定農業用ため池の所有者等が正当な理由がなくて当該勧告に係る防災工事の施行をしないときは、当該特定農業用ため池の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該防災工事の施行を命ずることができる。 〈関連条文〉 ・ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 6 条及び第 9 条 ・ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第 9 条及び第 10 条
処 分 基 準	法令において、処分の判断基準が定められている。 なお、正当な理由があるとして防災工事を施行しない場合は、事実確認のため同法第 18 条に基づく報告聴取及び立入調査を行い、防災工事を行わない理由についての正当性を判断するものとする。
処 分 担 当 課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
問 い 合 わ せ 先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
備 考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/ ）